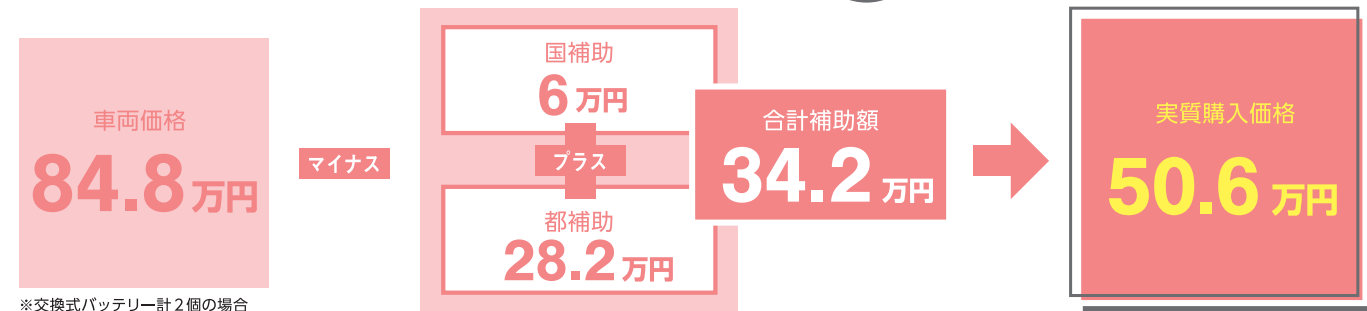


# EVバイク

EVバイク(電動バイク)は、車載バッテリーに充電を行いモーターで駆動するため、走行中に二酸化炭素等を排出しません。充電は、家庭用電源で簡単にすることができます。

[補助額イメージ]



助成対象者	東京都内の個人、事業者（個人事業主を含む）等
助成対象車両	電動バイク（原動機付自転車（ミニカー含む）、側車付二輪自動車）
助成要件	①新車の購入又はリースであること ②新車購入後に初めて発行される標識交付証明書、自動車検査証又は軽自動車届出済証の発行日において、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」(CEV補助金)の対象車両になっていること ③定置場又は使用の本拠の位置が東京都内にあること 等
助成額	同種同格のガソリン車両との価格差からCEV補助金を除いた額（上限48万円）
申請期限	新車購入後に初めて発行される標識交付証明書、自動車検査証又は軽自動車届出済証の発行日から1年以内
令和6年度受付締切	令和7年3月31日（月）必着
担当窓口	モビリティチーム ☎ 050-3155-5646 <a href="https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/re_evbike">https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/re_evbike</a>

※詳しくはホームページでご確認ください。

# EV・PHEV・FCV 外部給電器

外部給電器は、EVやPHEV、FCVに搭載された電池から電気を取り出し、外部へ給電することができます。災害時等に非常用電源として役立ちます。

助成対象者	東京都内の個人、事業者（個人事業主を含む）等	助成額	外部給電器本体の購入費の1/2（上限40万円）
助成対象機器	外部給電器	申請期限	購入日から1年以内
助成要件	新品の購入又はリースであること 等	令和6年度受付締切	令和7年3月31日（月）必着
担当窓口	モビリティチーム ☎ 050-3155-5646 <a href="https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-feed">https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-feed</a>		

※詳しくはホームページでご確認ください。



車やバイクの購入をご検討中のあなた！

環境に優しい車やバイクを購入するなら今がお得！



# 東京都 ZEV補助金ガイド

ZEV (Zero Emission Vehicle) とは、電気自動車 (EV)・プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)・燃料電池自動車 (FCV) 等の走行時に二酸化炭素等を排出しない車の総称です。

<b>EV</b>	
対象車両の購入で	最大 <b>45万円</b>
対象自動車メーカー車両であれば	最大 <b>+10万円</b>
充放電設備 (V2B・V2H) 又は 公共用充電設備導入で	最大 <b>+10万円</b>
再エネ100%電力メニューの契約で	最大 <b>+15万円</b>
又は	
太陽光発電システムの設置で	最大 <b>+30万円</b>

<b>PHEV</b>	
対象車両の購入で	最大 <b>45万円</b>
対象自動車メーカー車両であれば	最大 <b>+10万円</b>
充放電設備 (V2B・V2H) 又は 公共用充電設備導入で	最大 <b>+10万円</b>
再エネ100%電力メニューの契約 又は 太陽光発電システムの設置で	最大 <b>+15万円</b>

<b>FCV</b>	
対象車両の購入で	最大 <b>110万円</b>
対象自動車メーカー車両であれば	最大 <b>+10万円</b>
充放電設備 (V2B・V2H) 導入で	最大 <b>+10万円</b>
再エネ100%電力メニューの契約 又は 太陽光発電システムの設置で	最大 <b>+25万円</b>

<b>EV PHEV FCV 外部給電器</b>	
対象機器の購入で	最大 <b>40万円</b>

<b>EVバイク</b>	
対象車両の購入で	最大 <b>48万円</b>

詳しくは、下記クール・ネット東京ホームページ内の「手続きの手引き」をご覧ください。

詳細は次のページからご確認ください。

【お問い合わせ先】 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）モビリティチーム

〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 17 階

TEL : 050-3155-5646

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く。）  
9:00～17:00（12:00～13:00を除く。）

クール・ネット東京 ホームページ

<https://www.tokyo-co2down.jp/>



## 公益財団法人 東京都環境公社

（東京都地球温暖化防止活動推進センター）

公社は、東京都産業労働局及び東京都環境局の本事業についての執行団体です。




ZEV補助事業の最新情報をお届け  
公式X(旧 Twitter)アカウント  
「ぼうしちゃんのつぶやき」  
@coolnet\_tokyo2

フォローしてね




**EV**  
(電気自動車)




車載バッテリーに充電を行いモーターで駆動。走行時には二酸化炭素等を排出しません。

**PHEV**  
(プラグインハイブリッド自動車)



外部から充電することができるハイブリッド車。モーター走行時には二酸化炭素等を排出しません。

**FCV**  
(燃料電池自動車)

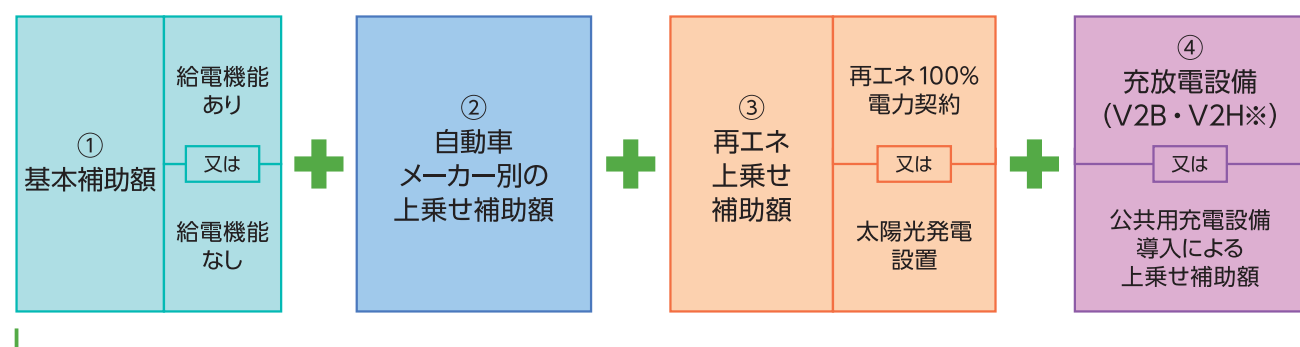


水素と酸素を化学反応させて電気を作る「燃料電池」を搭載。モーターで駆動するため、走行時には二酸化炭素等を排出しません。

助成対象者	東京都内の個人、事業者（個人事業主含む）等（FCVのみ）東京都内の区市町村
助成対象車両	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車
助成要件	①新車の購入又はリースであること ②初度登録又は初度検査された日において、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（CEV補助金）の対象車両になっていること ③使用の本拠の位置が東京都内にあること 等

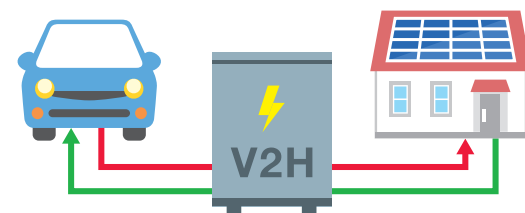
## 令和6年度 補助額の基本的な考え方

令和6年度の初度登録又は初度検査の車両には、「基本補助額」に加え、要件を満たした場合「自動車メーカー別の上乗せ補助額」「再生可能エネルギー電力導入による上乗せ補助額」「充放電設備（V2B・V2H）・公共用充電設備導入による上乗せ補助額」が加算になります。



高額車両（税抜840万円以上）については、①から④までの合計額に0.8を乗じた額を補助額とします。

※V2B・V2Hとは？  
Vehicle to Building・Vehicle to Home の略  
ZEV に搭載された蓄電池から建物（Building）・家庭（Home）に電力を供給できる設備で、災害時等にも非常用電源として活用することができます。



### ① 基本補助額

車両	給電機能あり	給電機能なし
EV・PHEV	45万円	35万円
FCV	110万円	100万円

※令和6年度より、個人・事業者の補助額が同額になりました。

### ② 自動車メーカー別の上乗せ補助額（令和6年度初度登録の車両）

自動車メーカー名	ブランド名	上乗せ補助額
トヨタ自動車株式会社	トヨタ、レクサス	10万円
日産自動車株式会社	日産	10万円
三菱自動車工業株式会社	三菱	10万円
フォルクスワーゲングループ ジャパン株式会社	アウディ、フォルクスワーゲン、ベントレー、ランボルギーニ	10万円
Tesla Motors Japan 合同会社	テスラ	10万円
マツダ株式会社	マツダ	5万円
ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW、MINI、ロールス・ロイス	5万円
ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ	5万円
ポルシェジャパン株式会社	ポルシェ	5万円
メルセデス・ベンツ日本合同会社	メルセデス・ベンツ	5万円
Stellantis ジャパン株式会社	DS、アバルト、アルファロメオ、シトロエン、ジープ、フィアット、プジョー	5万円

### ③ 再生可能エネルギー電力導入による上乗せ補助額

車両	再エネ100%電力契約	太陽光発電設備設置
EV	15万円	30万円
PHEV	15万円	15万円
FCV	25万円	25万円

※令和6年度より、個人・事業者の補助額が同額になりました。

### ④ 充放電設備（V2B・V2H）・公共用充電設備導入による上乗せ補助額

車両	補助対象者	上乗せ額	上乗せ補助額
EV・PHEV・FCV	事業者・個人	充放電設備1口と対になる補助対象車両1台10万円	補助対象車両1台につき最大10万円
EV・PHEV	事業者	公共用普通充電設備1口と対になる補助対象車両1台5万円 公共用急速・超急速充電設備1口と対になる補助対象車両1台10万円	

※都の補助を受けて導入する設備であることが要件となります。

令和5年度登録車両の補助額	車両	申請区分	給電機能あり	給電機能なし	メーカー別上乗せ最大10万円
	EV	個人	45万円	35万円	
		事業者	37.5万円	27.5万円	
	PHEV	個人	45万円	35万円	
		事業者	30万円	20万円	
	FCV	個人・事業者	110万円	100万円	再エネ導入による上乗せ最大30万円

## オンライン申請を推奨しています。

オンライン申請運営会社「株式会社Graffer」のアカウントを作成すると、申請内容の一時保存や、過去に申請した内容の確認ができます。

申請期限	初度登録または初度検査から1年以内	令和6年度受付締切	令和7年3月31日（月）必着
担当窓口	モビリティチーム ☎ 050-3155-5646 <a href="https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev">https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev</a>		

